

令和7年度集団指導

練馬区 移動支援事業
請求について

令和8年1月からの変更について

練馬区 福祉部 障害者サービス調整担当課 障害者給付係



内容

1 報酬改定について

- 報酬単価引き上げます！
- 報酬改定後の、月遅れ分の請求はどうなる？
- 書式の変更があります(明細書・実績記録票)

2 請求書類の提出方法が増えます

- インターネットを使った提出が可能に！

3 加算の算定方法について

- 加算の算定方法が変更になります！

4 引き続きお願いしたこと



1 報酬改定について

■報酬単価を引き上げます！ (移動支援事業費の報酬改定を行います)



▶ 改定のポイント

移動支援の利用率の高い短時間支援への報酬が充実するよう、
短時間単価を中心に上昇率が高くなるように設定いたしました。

▶ 請求書・請求コードが変更になります。

例：身あり0.5H R7.12月まで コード101001 単価2,700円

R8.1月から コード201001 単価3,100円

(2) サービスコード表
ア 基本報酬コード

移動支援用					
身体介護あり			身体介護なし		
コード	サービス内容	単価（円）	コード	サービス内容	単価（円）
101001	移動（身あり）0.5H	2,700	102001	移動（身なし）0.5H	1,100
101002	移動（身あり）1.0H	4,300	102002	移動（身なし）1.0H	2,100
101003	移動（身あり）1.5H	6,200	102003	移動（身なし）1.5H	2,900

令和7年12月までのコード表

(3) サービスコード表（単価一覧）

ア サービス種別
※「身体介護あり」「身体介護なし」の区分については、「地域生活支援事業受給者証」をご確認ください。

移動支援余暇(日中活動後含む)用					
身体介護あり			身体介護なし		
コード	サービス内容	単価（円）	コード	サービス内容	単価（円）
201001	移動（身あり）0.5H	3,100	202001	移動（身なし）0.5H	1,500
201002	移動（身あり）1.0H	4,500	202002	移動（身なし）1.0H	2,300
201003	移動（身あり）1.5H	6,400	202003	移動（身なし）1.5H	3,050

令和8年1月からのコード表

令和8年1月改定

■報酬改定後の 月遅れ分請求は、どうなる？

混同しないよう
気を付けてくださいね！

令和7年12月までの請求
→これまでのサービスコード表を使う

(2) サービスコード表
ア 基本報酬コード

移動支援用					
身体介護あり			身体介護なし		
コード	サービス内容	単価(円)	コード	サービス内容	単価(円)
101001	移動（身あり）0.5H	2,700	102001	移動（身なし）0.5H	1,100
101002	移動（身あり）1.0H	4,300	102002	移動（身なし）1.0H	2,100
101003	移動（身あり）1.5H	6,200	102003	移動（身なし）1.5H	2,900
101004	移動（身あり）2.0H	7,100	102004	移動（身なし）2.0H	3,650
101005	移動（身あり）2.5H	8,000	102005	移動（身なし）2.5H	4,400
101006	移動（身あり）3.0H	8,900	102006	移動（身なし）3.0H	5,150
101007	移動（身あり）3.5H	9,800	102007	移動（身なし）3.5H	5,900
101008	移動（身あり）4.0H	10,700	102008	移動（身なし）4.0H	6,650

令和8年1月からの請求
→新しいサービスコード表を使う

(3) サービスコード表（単価一覧）

令和8年1月改定

ア サービス種別
※「身体介護あり」「身体介護なし」の区分については、「地域生活支援事業受給者証」をご確認ください。

移動支援余暇(日中活動後 含む)用					
身体介護あり			身体介護なし		
コード	サービス内容	単価(円)	コード	サービス内容	単価(円)
201001	移動（身あり）0.5H	3,100	202001	移動（身なし）0.5H	1,500
201002	移動（身あり）1.0H	4,500	202002	移動（身なし）1.0H	2,300
201003	移動（身あり）1.5H	6,400	202003	移動（身なし）1.5H	3,050
201004	移動（身あり）2.0H	7,300	202004	移動（身なし）2.0H	3,800
201005	移動（身あり）2.5H	8,200	202005	移動（身なし）2.5H	4,550
201006	移動（身あり）3.0H	9,100	202006	移動（身なし）3.0H	5,300
201007	移動（身あり）3.5H	10,000	202007	移動（身なし）3.5H	6,050
201008	移動（身あり）4.0H	10,900	202008	移動（身なし）4.0H	6,800
201009	移動（身あり）4.5H	11,800	202009	移動（身なし）4.5H	7,550



■ 書式の変更はある？ → 一部変更あります（明細書）



左は、令和8年1月からの新明細書（自動入力機能あり）です。

**黄色の箇所に、コード・算定回数などを入力してください。
自動計算されます。**

まず、実績記録票を正しく作り、新しいコード表をよく確認いただき明細書を作りていきましょう。



新しい明細書は、ヨコに20が入っています



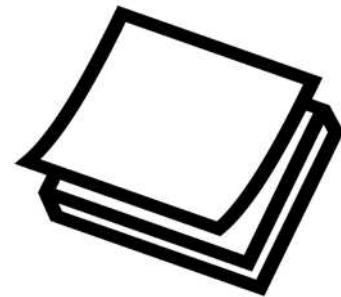
■書式の変更はある？ → 一部変更あります (実績記録表：種別欄について)

移動支援提供実績記録票									
受給者証番号			事業所番号						
			令和 年 月分						
支給決定障害者等氏名(障害児氏名)			事業所及びその事業所の名称						
契約支給量		身体介護あり(H)							
		身体介護なし(H)							
日付	サービス提供時間		種別 【通学・送迎・通所・日中活動後・旅行】(※)	基本 時間数	うち 加算 時間数	行き先(終跡)			
	開始時間	終了時間							
			通学						
			送迎						
			通所						
			余暇(日中活動後)						
			余暇(旅行)						

- ▶種別の欄が、プルダウンに変更になります。
- ▶通学・送迎・通所・余暇(日中活動後)・余暇(旅行)でのサービス提供の場合、プルダウンで種別を選択してください。
- ▶余暇支援や社会生活上必要不可欠な外出支援の場合等、通常の移動支援を提供した場合には、これまでどおり、空欄でお願いします。



2 請求書類の提出方法が 増えます！



+



これまでどおり、紙で提出

インターネットを使って、提出

選んで提出できるようになります！



■新しい取り組み インターネットを使って提出って！？

どうやるのかなあ～



- ①インターネットで、障害者給付係が指定したアドレスへ！
- ②アカウントを登録して**LOGO（ロゴ）フォーム**という**請求申請フォーム**にログインします。
- ③入力フォームに、事業所名や連絡先などを登録します。
- ④請求書・明細書・実績記録票をPDFに変換したものをアップロードしてフォームを送信します。
- ⑤送信できているか、【送信完了】メールを必ず確認してください。



詳細は、移動支援事業費
請求書類 LOGOフォーム
申請手順
を参照してくださいね！



■LOGOフォームでやりとりをして、

地域生活支援事業費請求書
(移動支援)

練馬区長 殿

請求金額

百万	千	円		
¥	1	2	3	4

令和 8 年 1 月分

明細書件数 4

上記のとおり請求します。 1 ページ 年 月 日

事業所番号	1 3 6 2 0 0 9 9 9 9
請求事業者	住所(所在地) 練馬区豊玉北6-12-1
	電話番号 03-1234-0987
	名称 合同会社〇〇△△ ねりま介護所
	代表者職・氏名 代表社員 〇〇〇〇印

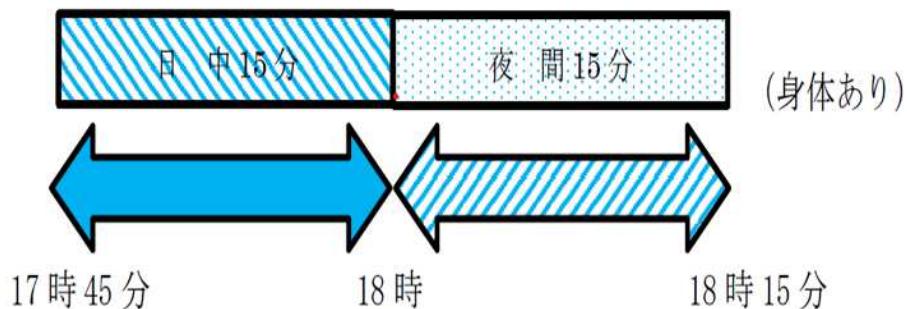
請求金額が確定したら



- 当係で、実績記録票をもとに、明細書、請求書に誤りがないか審査します。
- 審査後の訂正依頼は、修正箇所をLOGOフォームで送ります。（電話の場合もあり）
- 明細書を修正し、請求金額を確定します。
- 最後に押印した請求書を郵送か持参で提出してください。

3 加算の算定方法が**変更**になります！

内訳時間数が同じ場合の加算の例（日中と夜間の場合）



左の図のように、18時を境に、
日中15分、夜間15分と内訳時間が同じ場合
これまでは、
夜間の15分間は、早い方の日中時間帯に含むあついとして
日中の移動支援とみなし、加算は算定できませんでした。

令和8年1月からは、
日中15分、夜間15分と内訳時間が同じ場合であっても
夜間18時以降、15分間を加算と算定（0.5H）
できることとします。

サービス提供時間が、15分に満たない場合は切り捨てる扱いとなり算定は
できません。15分を超えて、45分に満たないサービス提供時間であれば、
0.5時間を算定できます。

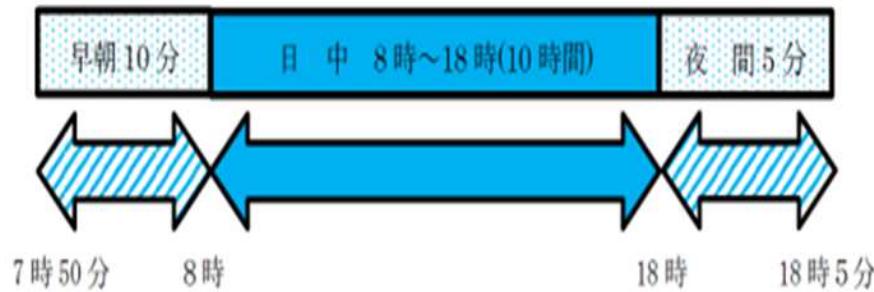
サービス提供時間が、45分を超えて、1時間15分に満たない場合は1.0時間
の算定ができます。・・・これまでと同様の考え方です。



3 加算の算定方法が**変更**になります！

早朝から夜間にかけたサービス提供

「身体介護あり」で7:50～18:05の連続した移動支援



早朝から夜間まで連続したサービス提供時間の場合。
これまで、
早朝10分間と夜間5分間は
それぞれ単独では15分未満のため、
加算の要件を満たさず算定できませんでした。

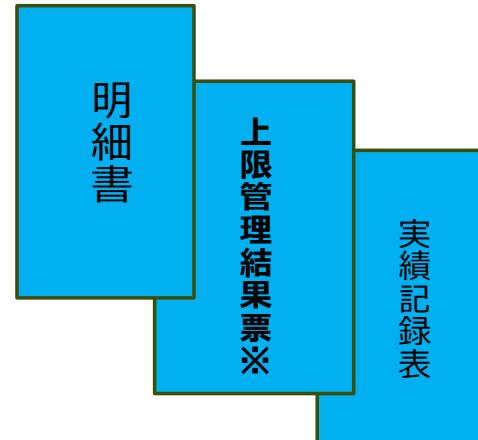
令和8年1月からは、
連続した支援として**合算して**算定できることとします。
早朝10分 + 夜間5分 = 15分
合計15分なので、0.5Hの加算算定可といたします。

サービス提供時間が、15分に満たない場合は切り捨てる扱いとなり算定はできません。 15分を超える場合は、0.5時間を算定できます。
サービス提供時間が、45分を超えて、1時間15分に満たない場合は1.0時間の算定ができます。 ··· これまでと同様の考え方です。



4 引き続き、お願いしたいこと

- ①旅行コードを使う場合、事前に支給決定が必要です。
- ②請求書の押印は、既に提出済みの口座振替依頼書と同じもので押印をお願いします。
- ③明細書【③利用者負担額（当月総費用額×10%）】の記入をお願いします。
- ④請求書類は整理して提出してください。
 - ・利用者1名に対して、
明細書
上限額管理結果票 (※該当する場合)
実績記録票
の順番に並べてください。
 - ・受給者番号順(昇順)に並べてください。



- ⑤受給者証の確認を（利用者負担額、障害児の方の18歳到達、など）。



ご協力を
お願いいた
します！



最後に

以上で、令和8年1月からの移動支援事業報酬改定にかかる請求について、変更点等の**概要説明**をいたしました。

練馬区ホームページ

移動支援の手引き

請求事務の手引き

移動支援請求LOGOフォーム申請 手順

を参照いただき、円滑な請求事務へのご協力をお願いいたします。

練馬区 福祉部

障害者サービス調整担当課 障害者給付係

